

医療費のお知らせQ&A



Q1 お知らせに10月から12月までの医療費の記載がないのはなぜか？

A1 医療費のお知らせに必要な情報が、医療機関等から船員保険部へ届くまで2か月以上かかります。また、2月の確定申告にお知らせをご利用いただけるよう、9月分までのお知らせとしました。10月から12月までの分は、医療機関等からの領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して申告をお願いします。また、マイナポータルよりe-Taxを利用しての申告も可能です。詳細については国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Q2 お知らせに記載があれば、領収書を保存する必要はないのか？

A2 お知らせを確定申告に添付した場合、お知らせに記載がある医療費の領収書は、法令上保存する必要はありません。ただし、お知らせに記載がない医療費は、医療機関等からの領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、その領収書を5年間保存する必要があります。

Q3 お知らせを利用して医療費控除の申告をする場合の手続き方法は？

A3 申告方法は、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Q4 お知らせの自己負担額が実際の支払額と異なるのはなぜか？

A4 高額療養費の払い戻しや公費負担医療、自治体単独の医療費助成を受けている場合などは、実際の負担額がお知らせに反映されていません。医療費控除の申告をする場合は、申告者ご自身がその年中に実際に負担された額を申告する必要があります。

Q5 お知らせに記載がない医療費があるのはなぜか？

A5 今回のお知らせは、主に令和4年10月から令和5年9月までに医療機関へ受診した分を記載していますが、その期間中であっても、特定の診療科を有する医療機関を受診した場合等は記載がないことがあります。対象期間中のすべての受診が記載されてはおりませんので、何卒ご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見 2-7-2
ステージビルディング14階
☎03-6862-3060
平日 8時30分から17時15分まで



ホームページはこちら